

入札説明書

1 入札対象工事

- (1) 工事名 20線・共同受信施設設置工事(その2)
- (2) 工事場所 千歳市大和3丁目、桂木1～4丁目
- (3) 工事概要 共同受信施設再更新(機器・配線等の取替)
 - ・対象戸数 361戸
 - ・機器;増幅器、分岐分配器及び保安器等 1式
 - ・配線;同軸ケーブル、メッセンジャーワイヤー等 1式
 - ・撤去;鋼管柱、機器、配線等 1式
- (4) 工期 契約日から平成22年3月26日まで
- (5) 予定価格 51,555,000円(入札書比較価格 49,100,000円)

2 入札参加資格

入札参加者は特定共同企業体とし、構成員は次の条件を満たすこと。

- (1) 千歳市に本店を有する者にあつては、平成21・22年度千歳市競争入札参加資格者名簿において電気通信工事に登録があり、かつ、本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けてからの営業年数が2年以上ある者。
- (2) 千歳市以外に本店を有する者にあつては、次に掲げる条件を全て満たしている者。
 - ア 平成21・22年度千歳市競争入札参加資格者名簿の電気通信工事に登録があり、かつ、平成21年2月の競争入札参加資格申請時における電気通信工事での経営事項審査総合評定値が1,100点以上であること。
 - イ 本工事に対応する建設業法に基づく許可を受けてからの営業年数が2年以上あること。
 - ウ 北海道内において、本工事に対応する建設業法に基づく許可を得た営業所を有し、当該営業所に本工事の契約締結に関する権限があること。
 - エ 平成11年度以降に本工事と同種又は類似の元請として施工実績(共同企業体による施工を含む。)があること。
- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者(申請者と3か月以上の雇用関係があること。)を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (5) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (6) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (7) 次に掲げる一定の資本関係または人的関係にある者は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。

(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(9) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。

(10) 公告の日から入札執行日までの間に千歳市より指名停止を受けていないこと。

3 特定共同企業体の結成条件

(1) 構成員の数は2社又は3社とし、前項(入札参加資格)の(1)と(2)の者により結成することとし、(1)の者又は(2)の者のみにより結成することはできない。

(2) 各構成員は、当該工事の入札において2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上とする。この場合において、代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。

(4) 代表者は、平成11年度以降に本工事と同種又は類似の元請として施工実績(共同企業体による施工を含む。)を有する者とする。

4 入札参加資格審査申請

(1) 特定共同企業体の入札参加資格審査申請は、建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書(いずれも市指定様式、以下「申請書」という。)により申請すること。

(2) 各構成員は、配置予定技術者経歴書(第5号様式)及び雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)を提出すること。

(3) 代表者は、CORINS(工事实績情報サービス)登録時の「工事カルテ受領書」等、当該工事と同種又は類似の元請として施工実績を証明できるものを提出すること。

(4) 申請書は、次のとおり受け付ける。

・期間：平成21年11月9日(月)から平成21年11月26日(木)まで
土曜日、日曜日、祝日等を除く、毎日午前9時から午後5時まで

・場所：千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市総務部契約管財課契約係

(5) 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(6) 期限までに申請書の提出のない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

(7) 資格の審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書(第2号様式)の交付を受けること。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、千歳市役所本庁舎4階閲覧室において縦覧している。
- (2) 設計図書の購入希望者は、次の設計図書販売店より購入すること。
 - ・(有)道央コピーセンター(千歳市千代田町1丁目1番地の6、TEL 0123-23-4686)購入する際は、販売店に予め電話連絡をすること。
- (3) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書(第3号様式)を提出すること。
 - ・提出期間：前項(入札参加資格審査申請)第4号の期間に同じ。
 - ・場 所：前項(入札参加資格審査申請)第4号の場所に同じ。
- (4) 質疑書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) 現場説明会は行わない。

6 契約条項を示す場所

千歳市総務部契約管財課契約係において縦覧している。

7 入札執行の日時及び場所

- ・日時：平成21年12月7日(月) 午後1時30分
- ・場所：千歳市東雲町3丁目2番地
千歳市水道局 2階会議室

8 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 入札に際しては、制限付一般競争入札参加資格証明書を提示しなければ、入札に参加することができない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵送または電送による入札は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

9 低入札価格調査

- (1) 当該入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用し、調

査基準価格を設ける。

- (2) (1)に定める調査基準価格を下回る入札が行われたときの手続きは、公共工事等低入札価格調査制度取扱要領(平成12年3月31日千歳市長決裁)の規定によるものとする。

10 見積内訳明細書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳明細書を持参し、入札執行者の求めに応じて提出すること。

11 入札保証金

- (1) 入札者は、入札執行前に、見積る契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

- (2) (1)にかかわらず、入札者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除することができる。

ア 保険会社との間に、千歳市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 当該入札に参加しようとする者が、過去2年間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1社が規模には関係なく、同種類の実績を有しているとき。

ウ ア及びイに定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

12 契約保証金

免除とする。

13 契約書作成の要否

必要とする。なお、本工事が地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事であるときは、仮契約を締結し、千歳市議会において議決された後、本契約を締結する。

14 支払条件等

前払金 有 契約金額の4割以内を限度とする。
部分払 無

15 工事完成保証人の要否

必要としない。

16 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第12条及び建設工事競争入札心得第7条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

17 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得その他関係法令等を遵守すること。
- (2) この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である場合は、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で、入札を行うこと。
- (3) この工事が特定住宅瑕疵担保履行の確保に関する法律(平成19年法律第66号)の適用を受ける工事である場合は、資力確保措置のための費用(保険料相当額)を含めて見積った上で、入札を行うこと。また、請負人は、保険加入又は保証金供託により資力確保措置を講じ、その内容を発注者(千歳市)に書面で報告する義務があります。
- (4) その他詳細不明な点については、次に照会のこと。

千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市総務部契約管財課契約係(市役所本庁舎4階)

TEL 0123-24-3131 (内線226, 309, 310)

0123-24-0535 (直通)